

あんなか T3プロジェクト エリアビジョン策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市では、前橋市、高崎市、安中市及び富岡市を結ぶ西毛広域幹線道路の整備が進み、広域的な交通利便性が大きく向上しつつある一方、既存市街地では人口減少等により、賑わいの維持が課題となっている。こうした状況の中、西毛広域幹線道路とJR信越本線が交差するエリアは、鉄道と道路の双方を活かせる交通拠点として高い潜在能力を有しており、この立地を最大限に活かし、地域の活力を取り戻すためのまちづくりが求められている。

これまで数々の検討を行い、令和8年3月に「あんなか T3 プロジェクト スタートアップビジョン(以下、スタートアップビジョン)」を策定し、まちづくりの方向性を示すことができた。

本業務は、これまでの成果を踏まえ、スタートアップビジョンで示している「駅まちエリア」における土地利用の誘導や道路等の都市基盤の整備などまちづくりを推進する上で必要な事項について具体的検討を行い、既存市街地との役割分担を明確にした上で、コンパクト・プラス・ネット・ワークを実現するための新たなまちづくりに関する「駅まちエリア」の基本計画を策定することを目的とする。

2. 業務概要

- | | |
|-----------|--|
| (1)業務名 | あんなか T3 プロジェクト エリアビジョン策定業務委託
(JR 信越本線安中・磯部駅間の新駅構想周辺まちづくり基本計画策定業務委託) |
| (2)業務内容 | 別紙「あんなか T3 プロジェクト エリアビジョン策定業務委託 仕様書」のとおり |
| (3)業務履行期間 | 契約締結日から令和9月3月12日まで |
| (4)提案上限額 | 21,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む) |

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申し込み時点で次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2)国又は地方公共団体の指名停止を受けていないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (4)安中市暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、

暴力団員等ではないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 安中市入札参加資格者名簿(建設コンサル部門)に登録されていること。

(7) 本社、支店又は営業所が群馬県、東京都、神奈川県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、山梨県、長野県又は新潟県のいずれかに所在していて、契約締結の権限を有すること。

(8) 本プロポーザルに参加する事業者は単体企業であること。

(9) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

(10) 過去 10 年間(平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間)に国又は地方自治体から受託した駅周辺まちづくりの整備に係る基本計画策定業務又は同種業務の履行実績があること。

4.スケジュール

内容	実施日又は期限
実施要領等の公表	令和 8 年 6 月 12 日(金)
質問書の提出	令和 8 年 6 月 12 日(金)から 6 月 17 日(水)17 時まで
質問に対する回答	令和 8 年 6 月 22 日(月)17 時まで ※予定
参加申込書等の提出	令和 8 年 6 月 24 日(水)17 時まで
企画提案書の提出	令和 8 年 7 月 8 日(水)17 時まで
プレゼンテーション審査日	令和 8 年 7 月 13 日(月) ※予定
審査結果の通知	令和 8 年 7 月 16 日(木) ※予定

5.質問及び回答

(1) 質問書の提出

① 提出期限

令和 8 年 6 月 17 日(水)17 時まで

② 提出書類

質問票【様式 1】

③ 提出方法

電子メールで担当部署に提出するとともに、電話による連絡をすること。なお、電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問(あんなか T3 プロジェクト エリアビジョン策定業務委託)」とすること。

(2) 質問に対する回答

令和 8 年 6 月 22 日(月)17 時までに質問者に回答するとともに、当該内容をホームページに掲載する。ただし、質問内容によっては質問者のみの回答となる場合がある。

6.参加申込書等の提出

(1)提出期限

令和8年6月24日(水)17時まで

(2)提出書類

①公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書【様式2】

②会社概要(任意様式)

③会社の業務実績【様式3】

※過去10年間(平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間)に国や地方公共団体から受託した駅周辺まちづくりの整備に係る基本計画策定業務又は同種業務の履行実績を記載するとともに、その実績が確認できる書類(契約書の写し、テクリス登録書等)及び業務内容が確認できる書類(仕様書等)を添付すること。

※②、③については、各10部ずつ提出すること。

(3)提出方法(次のいずれかの方法にて提出すること)

①持参する場合

提出期限までの各日平日8時30分から17時までに提出すること。

②郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「あんなかT3プロジェクト エリアビジョン策定業務委託プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きすること。

7.企画提案書の提出

(1)提出期限

令和8年7月8日(水)17時まで

(2)提出書類

①企画提案書(任意様式)

②見積書(任意様式)

※積算内訳がわかる資料を添付すること。

③配置技術者の実績【様式4】

※管理技術者、照査技術者、主担当技術者のそれぞれについて作成すること。

※保有資格を証明できる資料を添付すること。

(3)企画提案書の提案内容

以下の各項目について、わかりやすく説明すること。

①本業務に対する姿勢や実施方針

- ②本業務の実施体制
- ③本業務の実施スケジュール
- ④まちづくり基本計画の作成について
- ⑤各種合意形成について

(4)企画提案書の作成方法

- ①企画提案書はフォントサイズ 10.5 ポイント以上推奨、A4サイズで作成すること。
- ②企画提案書を作成するソフトウェアや書体を問わない。
- ③専門用語を用いる場合は、専門知識を有しない者にも分かるように解説等を入れること。

(5)提出部数

印刷したものを 10 部、電子データ(PDF 形式)を 1 セット

(6)提出方法(次のいずれかの方法で提出すること)

①持参する場合

提出期限までの各日平日 8 時 30 分から 17 時までに提出すること。

②郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「あんなか T3 プロジェクト エリアビジョン策定業務委託プロポーザル提案書在中」と朱書きすること。

※電子データについてはメール提出可とする。提出期限までの各日平日 8 時 30 分から 17 時までに「15.担当部署」に記載のメールアドレス送付すること。

8.プレゼンテーション審査

(1)実施日

令和8年7月13日(月)を予定

※詳細については、別途通知する。

(2)実施場所

安中市役所本庁舎 会議室

(3)参加人数

管理技術者、主担当技術者を含む本業務に従事する者4名以内

(4)実施時間

1社あたり30分程度(説明20分、質疑応答10分)

(5)注意事項

・提出した企画提案書に基づき、必ず主担当技術者が説明を行うこと。事前に提出した

企画提案書以外の資料配布は認めない。

- ・プレゼンテーションに当たって、スクリーン、プロジェクター(もしくはモニター)については本市で用意するが、パソコン及びその他関係機材は、参加者側で用意すること。

9. 審査及び評価

提出された企画提案書、プレゼンテーションの審査及び評価(以下「審査等」という。)は、審査委員会において、次のとおり行う。

(1) 評価基準

別表1のとおりとする。

(2) 評価方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を(1)の評価基準に基づき、審査委員会の各委員が審査等を行う。なお、参加者が1者のみであった場合でも本プロポーザルは成立する。

10. 契約予定事業者の特定

審査委員会において、審査等を実施した結果、各委員による評価点の合計点数が最上位の者を契約予定事業者とし、次に合計点数が高かったものを次点の契約予定事業者とする。審査の結果、審査結果の合計点数が最上位の提案が複数あった場合は、審査委員会の協議により決定し契約予定事業者を選定する。

11. 審査結果の通知

審査結果は、参加したすべての事業者に電子メールにて通知する。なお、参加事業者から問い合わせがあった場合、各委員の合計点数を記載した評価基準表を当該参加事業者に対して開示するが、選考の理由や結果に対する異議等については、一切応じない。

12. 提案資格の喪失等

企画提案書の提出を求めた者がその後、次に掲げるいずれかに該当することとなった場合は、本プロポーザルの参加資格を失うこととなる。また、既に企画提案書を提出している場合には当該企画提案書は無効とする。

(1) 参加資格を満たさなくなった場合

(2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合

- (3)提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (4)見積額が委託料上限金額を超えている場合
- (5)プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6)本プロポーザルの公平性を害する行為があった場合

13. 契約の締結

本業務の契約予定事業者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結する。契約締結に要する費用は、受託者の負担とする。

14. その他

- (1)本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2)書類提出後の修正及び変更は一切認めない。ただし、本市から指示があった場合は除く。
- (3)契約時点で見積額を増額することはできないものとする。ただし、契約締結後、災害等のやむを得ない都合により変更が生じた場合は、契約変更を妨げるものではない。
- (4)提出された書類は、返却しない。
- (5)提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (6)提出を要請した必要書類以外のものは、一切受理しない。また、提出後の差し替え又は記載内容の変更は、認めない。
- (7)企画提案書提出後に辞退する場合には速やかに連絡するとともに、その旨を辞退届【様式5】により提出すること。
- (7)この要領に定めるもののほかは、審査委員会において決定する。
- (8)審査委員会の委員は非公表とする。

15. 担当部署(各種書類の提出先)

〒379-0192

群馬県安中市安中2丁目13番17号

安中市まちづくり部 都市計画課 交通政策係

電話番号 027-382-1111(内線1222)

FAX番号 027-381-0503

メールアドレス toshikeikaku@city.annaka.lg.jp